

事務連絡
令和2年6月19日

各都道府県防災担当部局長 様

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業継続担当）

避難所における新型コロナウイルス感染症対応に必要なマスク及び消毒液
（手指消毒用エタノール）の確保について（情報提供・希望調査）

平素より、防災行政の推進にご協力を賜り、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に必要な物資等の備蓄については、避難所における感染症対策に万全を期す観点から非常に重要であり、本格的な出水期を迎えるにあたり、その取り組みを一層促進いただくようお願いします。

一方で、一部の地方自治体において、特にマスク及び消毒液（手指消毒用エタノール）（以下消毒液という。）の調達先が分からないことや、流通等の問題から確保ができない旨のご相談をいただいているところです。

そこで、内閣府防災と厚生労働省における連携の下、下記の通りマスク及び消毒液の調達に関する情報提供及び希望調査を行いますので、衛生部局や福祉部局等と適宜情報共有を図っていただくとともに、貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対する周知及び調査回答の集約を行っていただきますようお願いします。

記

1. マスクの販売業者の情報提供について

マスクの調達につきましては、厚生労働省より各都道府県衛生部局あてに、マスクの販売業者に関する参考情報が提供されているところです。

この度、本参考情報につきましては、内閣府防災と厚生労働省の連携の下、市町村防災担当主管部局への共有も可能になりましたので、衛生部局とも情報共有を図っていただいた上で、必要に応じて、貴都道府県管内の市町村防災主管部局にも周知いただき、当該情報を活用して、適宜、関心のある事業者ご連絡していただくなど、マスクの購入の一助になればと考えております。

2. 消毒液の調達（購入専用サイト）等について

消毒液の調達につきましては、防災担当部局においても課題となっていることを踏まえ、この度、内閣府防災と厚生労働省の連携の下、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの医療機関、高齢者施設等向けの購入専用サイトの周知について」（令和2年6月17日付け厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）において周知された通り、都道府県防災部局及び管内市町村においても優先供給スキームを活用した消毒液（50L以下。月に1～2回程度購入可）の購入が可能になったところです。

備蓄用の消毒液の調達が困難な場合にあっては、原則として上記を活用いただくこととしますが、大量の消毒液の購入を希望する自治体においては、個別に要望をとりまとめた後に、供給が可能な事業者を情報提供することとします。

つきましては、貴都道府県において、本情報提供を希望する市町村がある場合は、別添様式にてとりまとめた上で、6月26日までに以下提出先までご回答をお願いします。

具体的には、貴都道府県からの提出内容を内閣府防災においてとりまとめた上で、内閣府防災と厚生労働省で調整を行い、購入方法等の詳細を各自治体あてにお示しすることを想定しております。

注1）供給可能量には限りがあるため、要請数量の全ての量の確保を保証するものではありません。

注2）購入専用サイト及び情報提供により購入可能な消毒液については、エタノール濃度が60%以上であるものも含まれます。そのため、購入自治体において、法令及び条例に基づく取り扱いが必要となる場合がありますので、希望購入量などを検討する際にはご注意ください。

（製品及び量については御希望に添えない場合があります。購入可能な製品及び最大量をお示しいたしますので、それを踏まえて購入の可否をご検討ください。）

【連絡先】

○本事務連絡の内容についての連絡先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業継続担当）付
主査 中島
電話：03-3503-2231

○別添希望調査様式についての提出先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業継続担当）付
加覧、倉澤
takeshi.garan.w5n@cao.go.jp
yoshito.kurasawa.c2f@cao.go.jp